

図 1 令和5年所得よりも、令和6年所得が減少した
（令和6年中に退職/休職/転職等をした等）

例：世帯主、扶養親族（配偶者・子ども1人）の3人世帯の場合

・ 令和5年所得 **多**



令和6年分推計所得税額	60,000円
定額減税可能額 ※令和6年分推計所得税のみ	90,000円
当初調整給付額	30,000円

>

・ 令和6年所得 **少**



令和6年分所得税額（実績）	21,000円
定額減税可能額 ※令和6年分所得税のみ	90,000円
所得税分控除不足額	69,000円

※定額減税可能額 = 〔本人 + 扶養親族の人数〕 × 3万円

（個人住民税分控除不足額が0円の場合）
差額の **4万円** を不足額給付として給付
※端数は、1万円単位で切り上げ

【解説】個人住民税分控除不足額0円の場合

令和5年所得に基づく令和6年分推計所得税額が6万円、令和6年分推計所得税の定額減税可能額が9万円、当初調整給付は3万円であったが、令和6年所得が確定したのちの令和6年分所得税額（実績）は2万1千円、令和6年分所得税の定額減税可能額が9万円で、所得税分控除不足額（本来給付すべき所要額）が6万9千円となった。

その場合、所得税分控除不足額6万9千円を1万円単位で切り上げた7万円と、当初調整給付の3万円との差額4万円が不足額給付として給付されます。